

Cubic Argument 規約の一部改正の件

本会の活動の実態に合わせて、規約の各項目の改正をお願い申し上げる次第です。

(現行)	(改正案)
<p>第 1 章 総則 (省略)</p> <p>第 2 章 組織</p> <p>第 4 条 (省略)</p> <p>第 5 条 (会員) (1 項及び 2 項は省略)</p> <p><u>3. 会員資格は同一年度内有効とする。新年度の会費を納入することで会員資格は更新される。</u></p> <p>第 6 条 (役員) 当会には次の役員を置く。</p> <p>一. 代表 1 名</p> <p><u>二. 副代表 1 名</u></p> <p>三. 執行委員長 1 名</p> <p><u>四. 会計 1 名</u></p> <p><u>五. 執行委員 若干名</u></p> <p><u>六. 監査役 1 名</u></p> <p><u>2. 執行委員長は代表が兼務することができる。</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>第 7 条 (役員の仕事)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条ないし第 3 条 (現行のまま)</p> <p>第 2 章 組織</p> <p>第 4 条 (現行のまま)</p> <p>第 5 条 (会員)</p> <p>3. 会員資格は、支払日から 1 年間有効とする。</p> <p>第 6 条 (役員) 当会には次の役員を置く。</p> <p>一. 代表 1 名</p> <p><u>二. 副代表 3 名以内</u></p> <p>三. 執行委員長 1 名</p> <p><u>四. 会計 2 名以内</u></p> <p><u>五. 執行委員 10 名以内</u></p> <p><u>六. 監査役 3 名以内</u></p> <p>2. 会計と他の役員とは兼務できない。</p> <p>3. (現行のまま)</p> <p>第 7 条 (役員の仕事)</p>

<p>一ないし五（省略）</p> <p>六. <u>監査</u>は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査する。</p> <p>第 8 条（省略）</p> <p>第 3 章 総会</p> <p>第 9 条及び第 10 条（省略）</p> <p>第 11 条（各会の開催）定期総会は、<u>毎年 3 月に開催する。</u></p> <p>（2 項は省略）</p> <p>第 12 条（<u>委任状</u>）会員は議決権を他の会員に委任することが出来る。<u>委任は委任状によって行う。</u></p> <p>第 13 条（省略）</p> <p>第 4 章 執行委員会</p> <p>第 14 条（執行委員会の業務）執行委員会は次の業務を行う。</p> <p>一ないし五（省略）</p> <p>六. <u>その他総会が委任した事項</u></p> <p>第 15 条ないし第 17 条（省略）</p> <p>第 18 条（ミーティングの議事運営）議事運営は議長が行う。</p> <p>2. 議長は<u>出席した執行委員から選出される。</u></p> <p>3. ミーティングの<u>議決は、議長の判断により行われる。ただし、</u> <u>執行委員長は議決について異議を述べる事ができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 5 章 会計</p> <p>第 19 条（会計の専務）会計は、予算及び決算を作成する。</p>	<p>一ないし五（現行のまま）</p> <p>六. <u>監査役</u>は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査する。</p> <p>第 8 条（現行のまま）</p> <p>第 3 章（総会）</p> <p>第 9 条及び第 10 条（現行のまま）</p> <p>第 11 条（各会の開催）定期総会は、<u>年 1 回開催する。</u></p> <p>（2 項は現行のまま）</p> <p>第 12 条（<u>議決権の委任</u>）会員は議決権を他の会員に委任することが出来る。<u>委任は書面もしくは電磁的方法によって行う。</u></p> <p>第 13 条（現行のまま）</p> <p>第 4 章 執行委員会</p> <p>第 14 条（執行委員会の業務）執行委員会は次の業務を行う。</p> <p>一ないし五（省略）</p> <p>六. <u>その他運営に必要な事項</u></p> <p>第 15 条ないし第 17 条（現行のまま）</p> <p>第 18 条（ミーティングの議事運営）議事運営は議長が行う。</p> <p>2. 議長は<u>執行委員長が務める。執行委員長が不在のときは、あらかじめ定めた順序に従って執行委員が務める。</u></p> <p>3. ミーティングの<u>決議は、議長の判断により行われる。</u></p> <p>4. <u>代表は、第 1 項の議事運営及び前項の決議の内容について異議を述べる事ができる。</u></p> <p>第 5 章 会計</p> <p>第 19 条（会計の専務）会計は、予算及び決算を作成する。</p>
--	--

<p><u>2.会計は、資産一般の管理を行う。</u></p> <p>第 20 条（予算及び決算） 本会の<u>収支予算</u>は、総会の<u>議決を経て</u>定める。</p> <p>2.<u>収支決算</u>は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>第 21 条（省略）</p> <p>第 6 章 監査</p> <p>（省略）</p> <p>第 7 章 規約改正および会の解散</p> <p>第 25 条（改正手続き）本規約の改正は総会において全会員の過半数の<u>議決</u>によって行う。</p> <p>第 26 条（省略）</p> <p>第 8 章 補則</p> <p>第 26 条（規約適用日）本規約は 2011 年 5 月 22 日から施行する。</p>	<p>（削除）</p> <p>第 20 条（予算及び決算） 本会の予算は、総会の<u>決議をもって</u>定める。</p> <p>2.<u>本会の決算</u>は、総会の承認を得なければならない。</p> <p>第 21 条（現行のまま）</p> <p>第 6 章 監査</p> <p>（現行のまま）</p> <p>第 7 章 規約改正および会の解散</p> <p>第 25 条（改正手続き）本規約の改正は総会において全会員の過半数の<u>決議</u>によって行う。</p> <p>第 26 条（現行のまま）</p> <p>第 8 章 補則</p> <p>第 26 条（規約適用日）本規約は 2011 年 5 月 22 日から施行する。</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>本規約の一部を 2015 年 6 月 28 日より改正する。</u></p>
---	---